

平成26年第2回砂川市議会臨時会

平成26年11月25日（火曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
議案第 4号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
沢田 広志議員
一ノ瀬弘昭議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 11月25日 1日間
至 11月25日
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○出席議員（13名）

議長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議員	一ノ瀬 弘 昭 君	議員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美 喜 子 君
	多比良 和 伸 君		土 田 政 己 君
	小 黒 弘 君		北 谷 文 夫 君
	尾 崎 静 夫 君		沢 田 広 志 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	中 村 吉 宏
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病 院 事 業 管 理 者	小 熊 豊
総 務 部 長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	佐 藤 進
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	古 木 信 繁
建 設 部 技 監	山 梨 政 己
病 院 事 務 局 長	氏 家 実
総 務 課 長	安 田 貢
政 策 調 整 課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
-------	---------

教 育 次 長 和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長 中 出 利 明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 湯 浅 克 己

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 局 長 河 端 一 寿

事 務 局 次 長 高 橋 伸 二

事 務 局 主 幹 佐 々 木 純 人

事 務 局 係 長 杉 村 有 美

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから平成26年第2回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、沢田広志議員及び一ノ瀬弘昭議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、11月25日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 東 英男君 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 報告第1号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。自動車事故に係る損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。事故発生年月日は、平成26年6月12日木曜日、午後1時20分ごろ。事故発生場所は、芦別市北2条東2丁目4番地5、レストランポロ駐車場であります。相手方、相手方物件、当市運転手は記載のとおりであ

ります。当市車両は、トヨタプロボックス、札幌400わ68—58であります。事故の概要は、当市車両が店舗駐車場から道路へ出る際、店舗入り口の階段手すりに接触した事故であります。過失割合は、当市車両が100%で、賠償金は19万4,960円であり、専決処分年月日は平成26年10月28日であります。損害賠償の対象者は、芦別市北2条東2丁目4番地5、レストランポロ及び砂川市空知太西1条5丁目1番9号、トヨタレンタリース新札幌空知店であります。当市車両がリース車両であることから、相手方に対する賠償金はリース会社が加入している保険が適用となるものであり、またリース会社に対しては営業補償として支払うものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第4 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第4、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度砂川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分年月日は、平成26年11月21日であります。

専決処分の理由であります。平成26年度一般会計補正予算について、第187回臨時国会において平成26年11月21日に衆議院が解散し、12月2日公示、12月14日第47回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われることとなったため、平成26年度同会計予算の補正を要するが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、当該予算を専決処分により補正したので、承認を求めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。今回の補正は、第4号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,151万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億2,234万1,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたします。10ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、4項3目衆議院議員選挙費で二重丸、衆議院議員選挙の執行に要する経費1,151万8,000円の補正は、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費であり、内訳につきましては記載のとおりであります。

歳入につきましては、5ページ、総括でご説明をいたします。15款道支出金の1,151万8,000円の補正は、衆議院議員選挙費委託金であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第5号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 東 英男君 日程第5、議案第3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 初めに、議案第3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給料月額及び勤勉手当等を改定するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては11ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であり、第12条は通勤手当の支給の額及び支給の方法の定めで、第2項の区分に応じた通勤手当の支給の額について、第2号の4,100円を100円引き上げ4,200円に、第3号の6,500円を600円引き上げ7,100円に、第4号の8,900円を1,100円引き上げ1万円に、第5号の1万1,300円を1,600円引き上げ1万2,900円に、第6号の1万3,700円を2,100円引き上げ1万5,800円に、第7号の1万6,100円を2,600円引き上げ1万8,700円に、第8号の1万8,500円を3,100円引き上げ2万1,600円に、第9号の2万900円を3,500円引き上げ2万4,400円に、第10号の2万1,800円を4,400円引き上げ2万6,200円に、第11号の2万2,700円を5,300円引き上げ2万8,000円に、第12号の2万3,600円を6,200円引き上げ2万9,800円に、第13号の2万4,500円を7,100円引き上げ3万1,600円に改めるものであります。

第36条は、勤勉手当の支給の額の定めで、第1項の「100分の67.5」を「12月支給分について100分の15引き上げ、6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の82.5」に、第2項の再任用職員の勤勉手当の額の「100分の32.5」を12月支給分について100分の5引き上げ、「6月に支給する場合には100分の32.5、12月に支給する場合には100分の37.5」に改めるもので、平成26年度の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

別表第2、別表第5の給与表の改正であります。3ページから9ページが改正後の給料表となっております。職員に対する影響は、行政職給料表で平均1,146円、0.37%の引き上げ、医療職（3）表で平均1,260円、0.39%の引き上げとなり、砂川市平均では1,149円、0.37%の引き上げとなっております。

第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であり、第29条は寒冷地手当の定めで、第2項の表中、世帯区分に応じた月額を、世帯主である職員で扶養親族がある職員の2万

6, 380円を3, 020円引き下げ2万3, 360円に、世帯主である職員で扶養親族のない職員の1万4, 580円を1, 520円引き下げ1万3, 060円に、その他の職員の1万340円を1, 540円引き下げ8, 800円にするものであり、国家公務員における寒冷地手当の支給地域区分が見直され、砂川市は現行の1級地から2級地に変更されたことに伴い、平成27年度以降の寒冷地手当の支給額を定めるものであります。

第36条は、勤勉手当の支給の額の定めで、第1項の現行、「6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の82.5」を6月支給分について100分の7.5引き上げ、12月支給分について100分の7.5引き下げ、「100分の75」に、第2項の再任用職員の勤勉手当の額の「6月に支給する場合には100分の32.5、12月に支給する場合には100分の37.5」を6月支給分について100分の2.5引き上げ、12月支給分について100分の2.5引き下げ、「100分の35」に改めるもので、平成27年度以降の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであり、ただし第2条の規定は平成27年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合に、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

なお、給料表の詳細につきましては、15ページから附属説明資料ナンバー2として改正後給料と現行給料の比較表を添付しております。また、31ページから附属説明資料ナンバー3として会計別・職務の級別改正状況調べ、職種別・職務の級別改正状況調べを添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第1号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であり、第5条は期末手当の定めで、第2項の表中、12月に支給する期末手当の支給の

額について、在職期間が6カ月の100分の205を100分の15引き上げ100分の220に、在職期間が3カ月以上6カ月未満の100分の103を100分の7引き上げ100分の110に、在職期間が3カ月未満の100分の53を100分の4引き上げ100分の57に改めるもので、平成26年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であり、第5条第2項の表中、6月に支給する期末手当の支給の額について、在職期間が6カ月の100分の190を100分の10引き上げ100分の200に、在職期間が3カ月以上6カ月未満の100分の95を100分の5引き上げ100分の100に、在職期間が3カ月未満の100分の50を100分の2引き上げ100分の52に、12月に支給する期末手当の支給の額について、在職期間が6カ月の100分の220を100分の10引き下げ100分の210に、在職期間が3カ月以上6カ月未満の100分の110を100分の5引き下げ100分の105に、在職期間が3カ月未満の100分の57を100分の2引き下げ100分の55に改めるもので、平成27年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、この条例中第1条の規定は平成26年12月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長の期末手当を改定するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第2号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、第4条は期末手当の定めで、第2項の12月に支給する期末手当の支給の額について100分の205を100分の15引き上げ100分の220に改めるもので、平成26年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、第4条第2項の6月に支給する期末手当の支給の額について100分の190を100分の10引き上げ100分の200に、12月に支給する期末手当の支給の額について100分の220を100分の10引き下げ100分の210に改めるもので、平成27年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、この条例中第1条の規定は平成26年12月1日から、第2条の規定は平

成27年4月1日から施行するものであります。

なお、教育委員会教育長の期末手当につきましては、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第4条において本条例第4条の規定を準用するものと規定されているところであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第4号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、病院事業管理者の期末手当を改定するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、第4条は期末手当の定めで、第2項の12月に支給する期末手当の支給の額について100分の205を100分の15引き上げ100分の220に改めるもので、平成26年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、第4条第2項の6月に支給する期末手当の支給の額について100分の190を100分の10引き上げ100分の200に、12月に支給する期末手当の支給の額について100分の220を100分の10引き下げ100分の210に改めるもので、平成27年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、この条例中第1条の規定は平成26年12月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第3号、第1号、第2号及び第4号の一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号、第1号、第2号及び第4号の一括質疑を終わります。
続いて、議案第3号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 東 英男君 以上で日程の全てを終了いたしました。

これで平成26年第2回砂川市議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年11月25日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員